４．住所
　東京都港区港南四丁目５番７号
５．代表者の氏名
　学長　井関　俊夫
６．登録を行う講習の種類
　生存講習
７．登録生存講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　国立大学法人東京海洋大学船舶・海洋オペレーションセンター
　東京都港区港南四丁目５番７号白鷹館２階

登録消火講習機関の登録に関する公示

船員法（昭和22年法律第100号）第83条の17の規定に基づき、下記の者を登録消火講習機関として登録したので、同法第83条の19において準用する第83条の15の規定により、公示する。

令和８年２月17日

国土交通大臣　金子　恭之

１．登録年月日
　令和８年１月22日
２．登録番号
　登録消火講習機関第１号
３．登録消火講習機関の名称
　ニッスイマリン工業株式会社
４．住所
　福岡県北九州市戸畑区銀座二丁目６番27号
５．代表者の氏名
　代表取締役　中屋　新二
６．登録を行う講習の種類
　消火講習
７．登録消火講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　日本サバイバルトレーニングセンター
　福岡県北九州市戸畑区銀座二丁目６番27号

船員法（昭和22年法律第100号）第83条の17の規定に基づき、下記の者を登録消火講習機関として登録したので、同法第83条の19において準用する第83条の15の規定により、公示する。

令和８年２月17日

国土交通大臣　金子　恭之

１．登録年月日
　令和８年１月22日
２．登録番号
　登録消火講習機関第２号
３．登録消火講習機関の名称
　株式会社AnchorS
４．住所
　岡山県備前市日生町寒河1439―１
５．代表者の氏名
　代表取締役　水谷　鉄兵
６．登録を行う講習の種類
　消火講習
７．登録消火講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　株式会社AnchorS
　岡山県備前市日生町寒河1439―１

船員法（昭和22年法律第100号）第83条の17の規定に基づき、下記の者を登録消火講習機関として登録したので、同法第83条の19において準用する第83条の15の規定により、公示する。

令和８年２月17日

国土交通大臣　金子　恭之

１．登録年月日
　令和８年１月22日
２．登録番号
　登録消火講習機関第３号
３．登録消火講習機関の名称
　一般財団法人海上災害防止センター
４．住所
　神奈川県横浜市中区太田町二丁目23番地
５．代表者の氏名
　代表理事　白石　昌己
６．登録を行う講習の種類
　消火講習
７．登録消火講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　イ　一般財団法人海上災害防止センター本部事務所
　　神奈川県横浜市中区太田町二丁目23番地
　ロ　一般財団法人海上災害防止センター横須賀事務所研修所
　　神奈川県横須賀市新港13番地
　ハ　一般財団法人海上災害防止センター横須賀事務所消防演習所
　　千葉県富津市富津町字洲端2433

船員法（昭和22年法律第100号）第83条の17の規定に基づき、下記の者を登録消火講習機関として登録したので、同法第83条の19において準用する第83条の15の規定により、公示する。

令和８年２月17日

国土交通大臣　金子　恭之

１．登録年月日
　令和８年１月22日
２．登録番号
　登録消火講習機関第４号
３．登録消火講習機関の名称
　株式会社日本海洋資格センター
４．住所
　福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目11番５号アサコ博多ビル７階
５．代表者の氏名
　代表取締役　中野　　隆
６．登録を行う講習の種類
　消火講習
７．登録消火講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　イ　株式会社日本海洋資格センター本社
　　福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目11番５号アサコ博多ビル７階
　ロ　株式会社日本海洋資格センター長崎事務所
　　長崎県長崎市中町１番25号
　　ＭＪＭ中町ビル２階
　ハ　株式会社日本海洋資格センター九州海技学院
　　熊本県宇城市三角町三角浦1193番地
　ニ　株式会社日本海洋資格センター中国事務所
　　広島県広島市西区観音新町四丁目14番
　　広島観音マリーナ内
　ホ　株式会社日本海洋資格センター沖縄事務所
　　沖縄県那覇市港町二丁目16番１号
　　ビックライスビル６階
　ヘ　株式会社日本海洋資格センター関西事務所
　　兵庫県西宮市西宮浜一丁目31番地
　　西宮浜産業交流会館４階

船員法（昭和22年法律第100号）第83条の17の規定に基づき、下記の者を登録消火講習機関として登録したので、同法第83条の19において準用する第83条の15の規定により、公示する。

令和８年２月17日

国土交通大臣　金子　恭之

１．登録年月日
　令和８年１月22日
２．登録番号
　登録消火講習機関第５号
３．登録消火講習機関の名称
　日本海洋事業株式会社
４．住所
　神奈川県横須賀市小川町14―１
　ニッセイ横須賀センタービル８階
５．代表者の氏名
　代表取締役　山田　正克
６．登録を行う講習の種類
　消火講習
７．登録消火講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　日本海洋事業株式会社男鹿事務所
　秋田県男鹿市船川港船川字外ヶ沢124―１

船員法（昭和22年法律第100号）第83条の17の規定に基づき、下記の者を登録消火講習機関として登録したので、同法第83条の19において準用する第83条の15の規定により、公示する。

令和８年２月17日

国土交通大臣　金子　恭之

１．登録年月日
　令和８年１月22日
２．登録番号
　登録消火講習機関第６号
３．登録消火講習機関の名称
　一般財団法人関門海技協会
４．住所
　山口県下関市東大和町二丁目３番25号
５．代表者の氏名
　代表理事　大神　　肇
６．登録を行う講習の種類
　消火講習
７．登録消火講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　一般財団法人関門海技協会
　山口県下関市東大和町二丁目３番25号

船員法（昭和22年法律第100号）第83条の17の規定に基づき、下記の者を登録消火講習機関として登録したので、同法第83条の19において準用する第83条の15の規定により、公示する。

令和８年２月17日

国土交通大臣　金子　恭之